



保護者のみなさんへ

学校におけるセクシュアル・ハラスメントは、子どもたちの心を傷つけ、その後の成長に影響を与える極めて重大で深刻な問題であり、あってはならないことです。大阪府教育委員会と学校では、研修の実施をはじめ日常の教育活動の点検や相談窓口の設置など、セクシュアル・ハラスメント防止の取組を進めるとともに、様々な機会をとらえて、啓発も行っています。ここに示した資料は、子どもたちの人権と個人としての尊厳を守る立場から作成したものです。



家庭での対話を大切に！

子どもがセクシュアル・ハラスメントを受けたとき、不安になり、誰にも相談できず、一人で悩んだり、我慢してしまったりすることが考えられます。

セクシュアル・ハラスメントを受けたときの影響は、子どもたちの様々な変化や形で現れるものですが、周りが気づかない場合もあります。

そのために、日頃から、家庭で子どもたちと対話する機会をできるだけ多く持つようにして、安心して話のできる環境や雰囲気を作ることが大切です。

学校においても、セクシュアル・ハラスメント防止のために、相談窓口の設置などの取組を進めておりますが、保護者の皆様と連携しながら、『安心できる学校環境づくり』の一層の推進に努めて参りますので、ご協力をお願いします。

また、大阪府教育委員会では、府教育センターに専門の相談員を配置して相談等の対応をするとともに、「被害者救済システム（ 1 ）」を運用し適切な対応をするようにしています。

1 「被害者救済システム」は、セクシュアル・ハラスメントの被害から、子どもの立場にたって救済・支援することを目的に運用している事業です。民間の支援機関での相談も受け付けています。



相談してください

セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときには、一番信頼できる人に相談することが大切です。校長先生に相談することも良いでしょう。大阪府教育委員会でも相談に応じています。

大阪府教育センター『すこやか教育相談』

電話受付時間 平日：午前9時30分～午後5時30分

・児童・生徒からの相談は『すこやかホットライン』

(06) 6607-7361

E-mail sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・保護者からの相談は『さわやかホットライン』

(06) 6607-7362

E-mail sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

・FAX (06) 6607-9826

スクール・セクシュアル・ハラスメントは相談者と同性の専門相談員が対応します


子ども家庭相談室(「被害者救済システム」民間支援機関)

電話受付時間 月・火・木(祝日を除く)

: 午前10時～午後8時

(06) 06-6577-1001



 大阪府教育委員会

